

鎌倉市緑の基本計画

見直しの概要その 2

(緑の基本計画の施策展開等)

○計画見直しの進捗状況の報告として、地球温暖化防止等の社会的要請への対応や緑政上の課題を解決するために最も有効な施策展開の方向性などの内容を整理したものです。

※緑の基本計画の基本的方針等、はじめに確認しておかなければならない項目・内容、及び充実・補強しなければならぬ項目・内容は「鎌倉市緑の基本計画見直しの概要その 1」として、鎌倉市緑政審議会にも報告した上で、8月に公表しています。

○今回の見直しでは、緑の基本計画の基本理念、緑の将来都市像などの基本的方針は引き続き継承する方針のため、見直しの概要その 1 及びその 2 に記載した内容以外は、基本的に現行の緑の基本計画を継承していく予定です。

○今回の見直しで補強しようとする項目では、主な該当部分に下線を引いて表示しました。

○この概要に記載されている表現、構成及び実績等の数値は、緑の基本計画の改訂の際には、必要な更新を行い、それに合わせて緑の基本計画の内容を調整する予定です。

○この概要に記載されている内容について、ご意見等がございましたら、巻末の意見用紙をご利用ください。

平成 23 年(2011 年)2 月

鎌倉市

※内容について、ご意見・ご不明点等がございましたら、市役所景観部みどり課(電話 61-3486・fax23-3247・mail midori@city.kamakura.kanagawa.jp)までお問い合わせください。

目次と「見直しの概要その2」の主な内容

1	緑の基本計画の施策展開の考え方	
1-1	グリーン・マネジメントの実践	1
	○施策展開の柱としているグリーン・マネジメントの考え方の実践について説明しています。	
1-2	施策展開の考え方と方向	5
	○これまでの緑の基本計画の実績を踏まえ、新たな社会的要請等に対応する施策展開の考え方等を説明しています。	
1-3	リーディング・プロジェクトの継承と充実	6
	○社会的要請等に対応し、リーディング・プロジェクトを継承し、充実していく考え方を説明しています。	
1-4	緑の基本計画の施策展開の考え方	7
	○緑の将来都市像の実現に向けた新たな施策展開の考え方を説明しています。	
2	リーディング・プロジェクト	9
2-1	緑地の確保	9
	○「鎌倉市の都市環境を支える重要な緑地の一体的な確保」の内容を説明・補強しています。	
2-2	緑の質の充実	11
	○「未来に誇れる価値ある緑の保全と創造」の内容を説明・補強しています。	
2-3	緑のネットワークの形成	13
	○「豊かな市街地環境をつくる緑のネットワークの形成」の内容を説明・補強しています。	
3	緑の将来都市像実現のための施策	
3-1	歴史文化を守る緑の施策	16
	○施策の方向性・概要を説明しています。	
3-2	生き物を育む緑の施策	17
	○施策の方向性・概要を説明しています。	
3-3	暮らしを支え豊かにする緑の施策	19
	○施策の方向性・概要を説明しています。	
3-4	交流とふれあいを広げる緑の施策	20
	○施策の方向性・概要を説明しています。	
3-5	美しい景観をつくる緑の施策	22
	○施策の方向性・概要を説明しています。	
3-6	環境負荷を和らげる緑の施策	23
	○施策の方向性・概要を説明しています。	
3-7	安全を高める緑の施策	24
	○施策の方向性・概要を説明しています。	
4	計画推進のための施策	
4-1	計画推進のための施策と制度・事業	26
	○計画推進のための施策と主な制度・事業の体系を示しています。	
4-2	制度・事業の内容と方針	29
	○個別の制度・事業の概要を説明しています。	

5	施策の目標水準等		
5-1	緑の確保目標水準等	48
	○緑の確保目標水準と施設緑地整備目標水準を説明しています。		
5-2	緑地指定等の目標	49
	○地域制緑地等の指定、施設緑地の整備などの目標を示しています。		
5-3	緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図	51
	○緑の基本計画実現のための主な施策方針の配置図を示しています。		
5-4	特定地区の方針	53
	○歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区等の地区指定と保全方針、都市計画公園等の区域・候補地等について説明しています。		
6	地域別の方針		
6-1	流域を踏まえた地域概念	84
	○流域を踏まえた地域概念の考え方等について説明しています。		
6-2	流域を踏まえた地域別方針	85
	○流域を踏まえた地域別の緑の配置と計画実現に向けた取り組み等の方針について説明しています。		
7	緑の基本計画改訂の方向性		
7-1	緑の基本計画見直しの概要	109
	○見直しの状況について説明しています。		
7-2	改訂の方向性	109
	○見直しに伴う計画改訂の方向性について説明しています。		
8	見直しの基本方針等		
8-1	見直しの基本方針	110
	○平成22年(2010年)2月22日に決定した「鎌倉市緑の基本計画見直しの基本方針」を掲載しています。		
8-2	見直しのフロー	111
	○今回の緑の基本計画見直しのフローを掲載しています。		

*本書に掲載されている写真で、特段の注意書きのないものは、平成21年度・22年度に鎌倉市が撮影したものです。

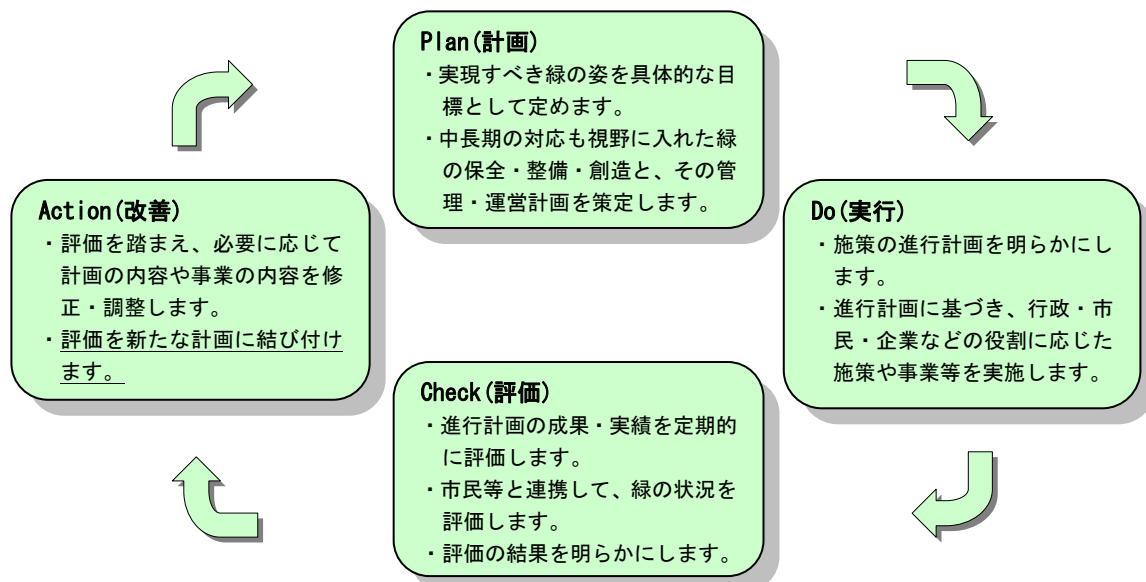
1 緑の基本計画の施策展開の考え方

1-1 グリーン・マネジメントの実践

1-1-1 グリーン・マネジメントの基本的な考え方

- 平成8年(1996年)の緑の基本計画策定以来、鎌倉市が計画に基づく取り組みを実践し、計画の進行管理を行ってきた実績を踏まえ、さらに緑の環境を改善していくために、緑を保全・整備・創造し、管理・運営していく施策展開の柱としている考え方です。
- グリーン・マネジメントは、緑の将来都市像の実現に向けたより良い緑の環境を実現していくために、緑の基本計画に基づく取り組みを Plan(計画)－Do(実行)－Check(評価)－Action(改善)というマネジメントの仕組みにより実践し、市民・企業・行政等の多様な主体が効果的に連携して樹林地・都市公園・市街地の緑などを多面的な機能を有する質の高い緑の資源として保全・整備・創造し、管理・運営していく考え方で、個別の施策に基づく取り組み等はその熟度に応じて実践しています。

■グリーン・マネジメントにおける PDCA サイクル



1-1-2 グリーン・マネジメントの実践の考え方

- 全ての緑の対象化
 - ・鎌倉市の緑の環境を構成する丘陵樹林地、市街地の緑、海岸線、都市公園・道路・河川などの全ての緑を対象とします。
- 目標・視点の共通化
 - ・それぞれの緑を個別の視点で見のではなく、都市資産としてみなし、共通の目標・視点に立って保全・整備・創造し、管理・運営を行います。
- 効率性・透明性の確保
 - ・効率性、透明性を確保するため、市民・土地所有者・市民団体・事業者・行政等の連携を基本とします。
- 明確な目標設定
 - ・明確な目標を設定し、マネジメントの考え方を取り入れた事業管理を行います。

1-1-3 緑の基本計画の進行管理

(1) 緑の基本計画の進行管理

○これまでの実績をもとに、マネジメントの基本的な考え方である PDCA サイクルをさらに発展させ、計画の進行管理にいかし、持続的に施策を推進します。

○緑の将来都市像等、緑の基本計画の目標を確認し、その進捗にあわせて施策展開の方向を明らかにします。

(2) 「鎌倉市のみどり」の公表

○グリーン・マネジメントの考え方に基づき、緑の基本計画の進行管理の上で大きな役割を担う「鎌倉市のみどり（緑の基本計画推進の取り組み）」を毎年公表しています。^{※1}

○「鎌倉市のみどり」のまとめ方の基本は、それを事業管理に大きく寄与させる考え方です。

○「鎌倉市のみどり」には、グリーン・マネジメントの考え方に沿って、施策の進展に応じた目標の更新、施策の内容・方針の修正を行い、施策の実現に結びつける「計画実践書」の意味合いを持たせています。

○緑の基本計画は、緑の将来都市像とその実現のための計画を語るものであり、「鎌倉市のみどり」は、その実現に向けた取り組みの姿と成果・実績を語るものです。

○「鎌倉市のみどり」の公表により、緑の基本計画に基づく実績としての前年度までの施策展開の進捗を踏まえた、緑地指定等の方針、数値の更新、制度・事業の新たな方向性などの方針について考え方を示します。

1-1-4 緑の基本計画改訂(平成 18 年)以降の主な実績

(1) 保全すべき緑地の確保

○平成 18 年(2006 年)12 月、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域が約 98ha(鎌倉市域約 51ha)拡大指定されました。

○平成 19 年(2007 年)12 月、寺分一丁目特別緑地保全地区(面積約 2.3ha)を指定しました。

○平成 20 年(2008 年)9 月、天神山特別緑地保全地区(面積約 5.0ha)を指定しました。

○平成 21 年(2009 年)9 月、手広・笛田特別緑地保全地区(面積約 6.0ha)を指定しました。

○平成 18 年(2006 年)7 月の仏法寺跡(33,958.81 m²)の国指定史跡指定、また平成 19 年(2007 年)7 月の史跡朝夷奈切通はじめ、多くの史跡の追加指定がされました。

○平成 21 年(2009 年)3 月、「鎌倉市市民緑地設置要綱」及び「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」を制定して、都市緑地法に基づく市民緑地制度の運用を開始しました。

○平成 21 年(2009 年)12 月、鎌倉山二丁目 1 号市民緑地を契約しました。

○平成 22 年(2010 年)2 月、七里ガ浜東五丁目 1 号市民緑地を契約しました。

○保全配慮地区の施策展開として、平成 18 年(2006 年)12 月に、常盤山地区の一部を特別緑地保全地区指定候補地に位置付け、平成 20 年(2008 年)12 月に、台地区の一部を(仮称)山ノ内西瓜ヶ谷緑地を「都市緑地候補地」に位置付け、平成 21 年(2009 年)8 月に、常盤山地区の一部を(仮称)梶原五丁目特別緑地保全地区を特別緑地保全地区指定候補地に位置付けました。

(2) 都市公園等の整備

○新たに街区公園 16 箇所を供用開始し、226 箇所、面積約 20.8ha の街区公園を整備供用しています。

○平成 19 年(2007 年)4 月、六国見山森林公園(面積約 6.9ha)を供用開始しました。

○平成 19 年(2007 年)11 月、(仮称)山崎・台峯緑地のうち、鎌倉中央公園拡大区域(拡大面積約 27.5ha)の都市計画変更決定がされ、平成 20 年(2008 年)1 月に事業認可を取得し、事業に着手しました。

○平成 21 年(2009 年)3 月、夫婦池公園(面積約 6.5ha)を整備し、平成 21 年(2009 年)4 月に供用開始しました。

○平成 18 年度以降、延長 1,257m の歩道(一部道路は、両側の歩道を整備・改修したもの)を整備・拡充しました。



■平成 21 年に開園した夫婦池公園(風致公園)

^{※1} 「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)」は、緑の基本計画に基づく施策推進の実績をまとめ、毎年緑政審議会に報告した上で公表しているものです。

-
- 平成 21 年(2009 年)3 月、梅田川の「鶴舞田橋」に歩行者専用橋を架設しました。
 - 平成 19 年(2008 年)、地域住民が主体となり、財団法人かながわトラストみどり財団の「ふれあい緑化事業」の実施により砂押川プロムナード沿線を緑化しました。
 - 史跡の整備により、朝夷奈切通及び大仏切通の安全性を高めました。
 - 「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」に参画し、平成 21 年(2009 年)3 月に、13 市町の緑と水景をつなぐ広域連携トレイルを設定し、平成 22 年(2010 年)3 月に、同会議のホームページを立ち上げました。

(3) 緑化の推進

- 鎌倉駅周辺緑化推進重点地区では、「鎌倉駅西口周辺まちづくり基本計画」に位置づけている、市役所・御成小学校前歩行者空間整備事業の全区間の工事が、平成 20 年度に完了し、平成 20 年(2008 年)10 月には「花とみどりの由比ガ浜まちづくり会」から、自主まちづくり計画が市に提案されました。
- 大船駅周辺緑化推進重点地区では、平成 19 年度に大船駅西口整備計画(鎌倉市域での整備計画)を策定し、平成 21 年(2009 年)3 月に、大船駅西口ペDESTリアンデッキ等整備工事に着手しました。
- 平成 19 年(2007 年)3 月、鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱を一部改正し、補助対象を「駐車場の接道部を緑化する者」にまで拡大して制度を充実しました。
- 平成 20 年度から、児童・生徒の環境に関する意識の向上や地球温暖化防止を目的として、鎌倉市役所本庁舎、御成小学校、御成中学校等に緑のカーテンを設置しました。

(4) 市民との連携の推進

- 平成 18 年(2006 年)の緑の基本計画改訂で、「緑の啓発」の施策体系を「市民との連携の推進」に改め、施策目標に緑化推進団体との連携を強く打ち出したこととそれまでの成果を踏まえて、平成 20 年度から「緑の学校」等の緑化啓発に関する業務を委託しました。
- 平成 22 年(2010 年)3 月現在、公園愛護会として 85 団体が、街路樹愛護会として 21 団体が登録され、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。
- 毎年、緑の基本計画に関する情報提供の充実に努め、「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進に向けた取り組み)」を充実させつつ作成・公表しました。

(5) 平成 8 年(1996 年)緑の基本計画策定以後の主な実績

■緑の基本計画策定(平成 8 年(1996 年))以降の主な取組みの成果

区分	制度名等	平成 8 年(1996 年)3 月	平成 22 年(2010 年)3 月	推移等
緑地 保全	歴史的風土保存区域	956.0ha	989.0ha	33.0ha
	歴史的風土特別保存地区	570.6ha	573.6ha	3.0ha
	近郊緑地保全区域	243.0ha	294.0ha	51.0ha
	風致地区	2,185.0ha	2,194.0ha	9.0ha
	特別緑地保全地区	—	41.4ha(8 地区)	41.4ha(8 地区)
	保存樹林・樹木 ^{※1}	364.1ha・356 本	302.4ha・367 本	—
	緑地保全契約	57.3ha	73.19ha	15.89ha
	緑地保全基金の活用による 土地の買入れ	9.3ha	65.8ha	56.5ha
都市 公園	街区・地区・総合・風致・都 市林・都市緑地	55.1ha 整備	99.4ha 整備	44.3ha
緑化 推進	開発事業区域内緑化の指導 件数	918 件(～H8 ^{※2} 累計)	614 件(H9～21 累計)	—
	接道緑化の奨励・件数・植栽 延長	758 件・総延長 16,702m (～H8 ^{※3} 累計)	441 件・総延長 6,643.6m (H9～21 累計)	441 件、 6,643.6m
	公共建物緑化・植栽本数	51,093 本(～H8 ^{※4} 累計)	3,819 本(H9～21 累計)	3,819 本
	道路の緑化・植栽本数	50,714 本(～H8 ^{※5} 累計)	7,712 本(H9～21 累計)	7,712 本
市民 連携 推進	公園愛護会参画公園数	128 箇所(H16)	150 箇所	22 箇所
	街路樹愛護会参画路線数	27 路線(H16)	37 路線	10 路線
	緑の学校延受講者数	8,013 人(～H8 ^{※6} 累計)	3,986 人(H9～21 累計)	3,986 人
	緑のレンジャー延参加者	143 人(～H8 ^{※7} 累計)	4,949 人(H9～21 累計)	4,949 人

※1 保存樹林の指定面積の推移には、指定後の公有地化に伴う指定解除による面積の減少が含まれています。

※2 風致地区・開発事業区域内緑化の指導件数は、昭和 57 年(1982 年)からの累計です。

※3 接道緑化の奨励・件数・植栽延長は、昭和 55 年(1980 年)からの累計です。

※4 公共建物の緑化・植栽本数は、昭和 47 年(1972 年)からの累計です。

※5 道路の緑化・植栽本数は、昭和 47 年(1972 年)からの累計です。

※6 緑の学校延受講者数は、昭和 58 年(1983 年)からの累計です。

※7 緑のレンジャー延参加者は、平成 6 年(1994 年)からの累計です。

1-2 施策展開の考え方と方向

1-2-1 実績を踏まえた計画の推進

(1) 施策展開に係るこれまでの実績

- 鎌倉市は、緑の基本計画に基づき、地域制緑地の指定等の緑地確保の取り組みを着実に進めてきました。
- 平成 18 年に改訂した緑の基本計画では、グリーン・マネジメントの考え方を導入し、計画の進行管理を更に充実するとともに、計画推進上の多くの課題はこの考え方に基づく施策展開により対応し、解決の方向性を見出してきました。

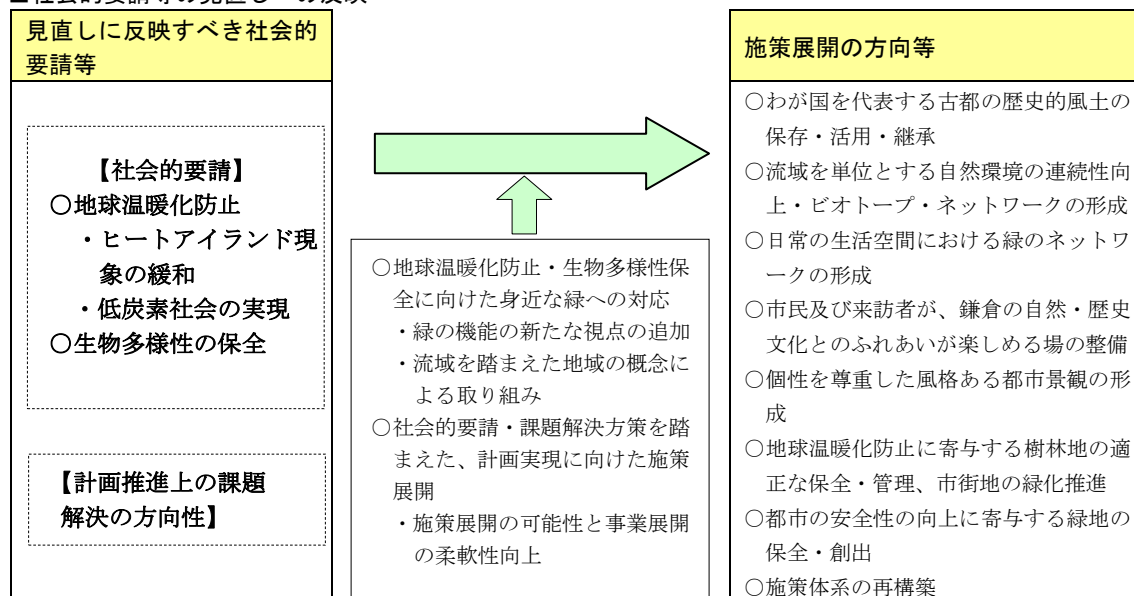
(2) 社会的要請等の新たな課題

- 社会的要請、または現行の緑の基本計画で示した施策体系の中での対応が難しい新たな課題への対応として、施策展開の可能性と事業展開の柔軟性を向上させるための施策展開の考え方を示すなどして解決していく必要があります。
- 計画推進に向けた個別の課題も踏まえた上で、社会的要請である地球温暖化問題への対応等につながり、市民の素敵な暮らしの場を担保していく施策展開の方向性を明らかにしていく必要があります。

1-2-2 社会的要請等への対応

- 鎌倉市は、緑の基本計画がめざす「緑の将来都市像」を市民等と行政が共有し、計画実現をめざして着実に歩み続けるために、今日の社会的要請も受け止めた、緑の機能の新たな視点として「生活快適性向上の機能」を加えた上で、緑豊かな都市づくりをめざします。
- 様々な地形等と一体となった多様な緑の存在が豊かな生物相を育み、生物多様性の保全に寄与する、まとまりのある丘陵の樹林地に加え、複数の河川流域で構成される樹林地・谷戸の緑・河川・海が結びついた流域の生態系の保全を図ります。
- 流域の生態系を一体的に保全するため、鎌倉市の自然環境の特徴の一つでもある、谷戸地形が作り出す地域のみとまりや、流域を踏まえた地域概念を示し、緑の基本計画推進の取り組みを効率的に進めます。
- 計画推進上の課題については、グリーン・マネジメントの更なる実践の可能性を向上させる施策体系、目標年次の設定等により、解決を図ります。

■社会的要請等の見直しへの反映



1-3 リーディング・プロジェクトの継承と充実

- 緑の基本計画は、その実現の途上にある計画であることを踏まえ、計画の基本理念、緑の将来都市像などの基本的方針は引き続き継承し、国・県の動向及び関連する行政計画の改訂の状況等を踏まえた見直しを行ったものです。
- 地球温暖化防止への対応等の社会的要請に応える考え方など、その充実が必要とされるものの、基本的方針を継承するため、重点的に取り組むべき施策展開も継承されることが適切と考えます。
- 鎌倉市の都市環境を支える緑地の保全等に道筋をつけてきた、これまでの実績を踏まえ、社会的要請等への対応の中で身近な緑に対する考え方を補強するなど、リーディング・プロジェクト(重点的に取り組むべき施策展開)を継承し、その充実を図ります。

○平成 8 年 緑の基本計画の策定
・基本理念設定

○平成 13 年 緑の基本計画一部改訂

○平成 18 年 緑の基本計画改訂

施策展開の考え方

- 緑地の確保などに対する有効な制度等の活用
- 財政環境を踏まえた効果的な施策展開等



リーディング・プロジェクト(重点的に取り組むべき施策展開)

- 緑地の確保(鎌倉市の都市環境を支える緑地の一体的な確保)
- 緑の質の充実(未来に誇れる価値ある緑の創造)
- 緑のネットワークの形成(緑豊かな市街地環境をつくる緑のネットワークの形成)

○平成 18 年以降の取り組み

緑の基本計画推進の取り組み

- ・緑地保全
- ・都市公園等整備
- ・緑化推進
- ・市民との連携推進

見直しの基本方針

- 見直しの趣旨
 - ・緑政上の課題解決
 - ・市民の期待
- 見直しの基本方針
 - ・基本的方針の継承・充実
 - ・グリーン・マネジメントの更なる実践
 - ・個別の課題の解決のための施策展開の方向性
 - ・施策・事業の再構築
 - ・計画実現性の向上



リーディング・プロジェクトの継承と充実

○緑地の確保

【鎌倉市の都市環境を支える重要な緑地の一体的な確保】

- ・これまでの実績も踏まえながら、今後も継続的に緑地の確保を図ります。

○緑地の質の充実

【未来に誇れる価値ある緑の創造】

- ・新たに流域を踏まえた生物多様性の保全の視点にも立ち、価値ある緑の創造を図ります。

○緑のネットワークの形成

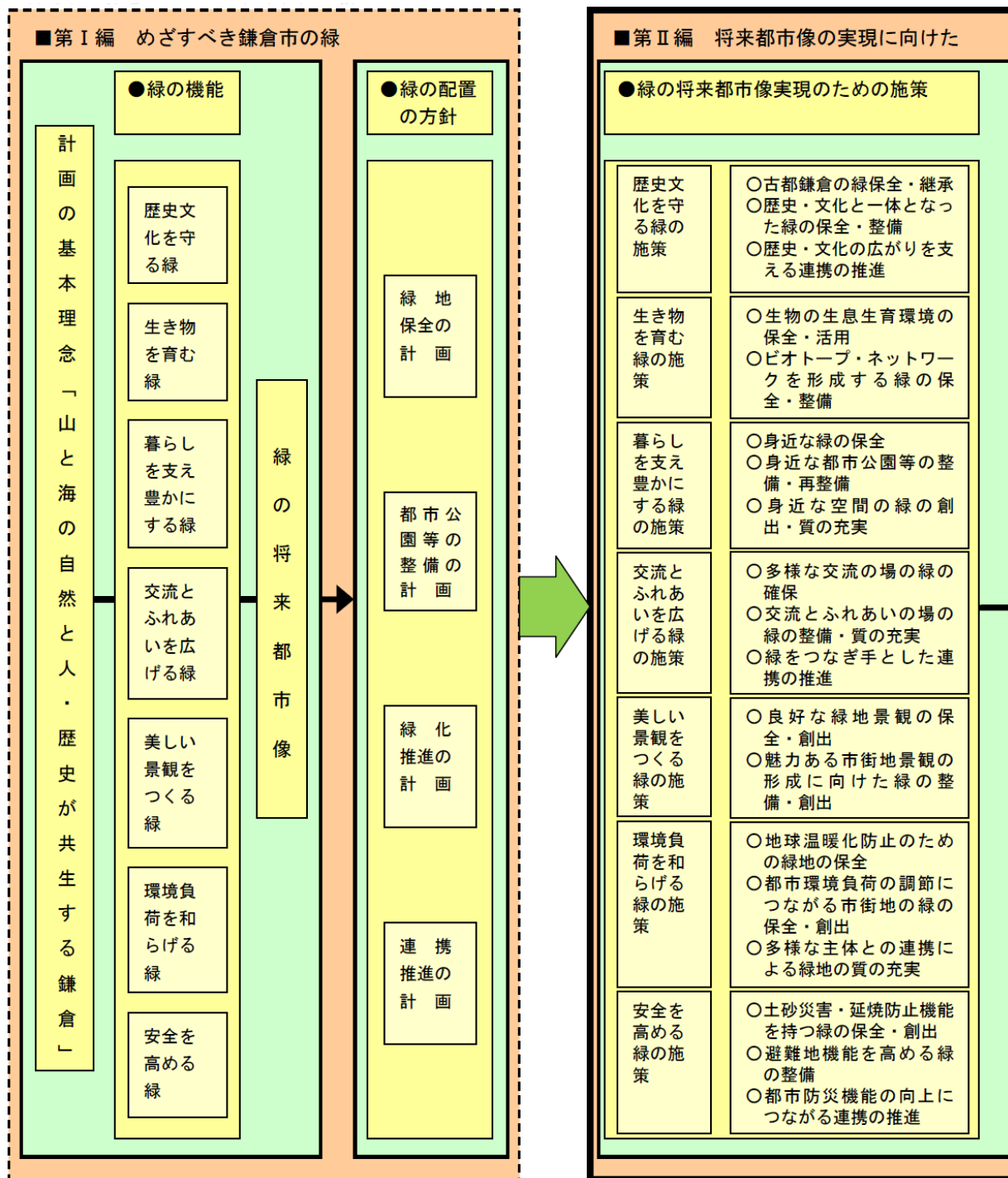
【緑豊かな市街地環境をつくる緑のネットワークの形成】

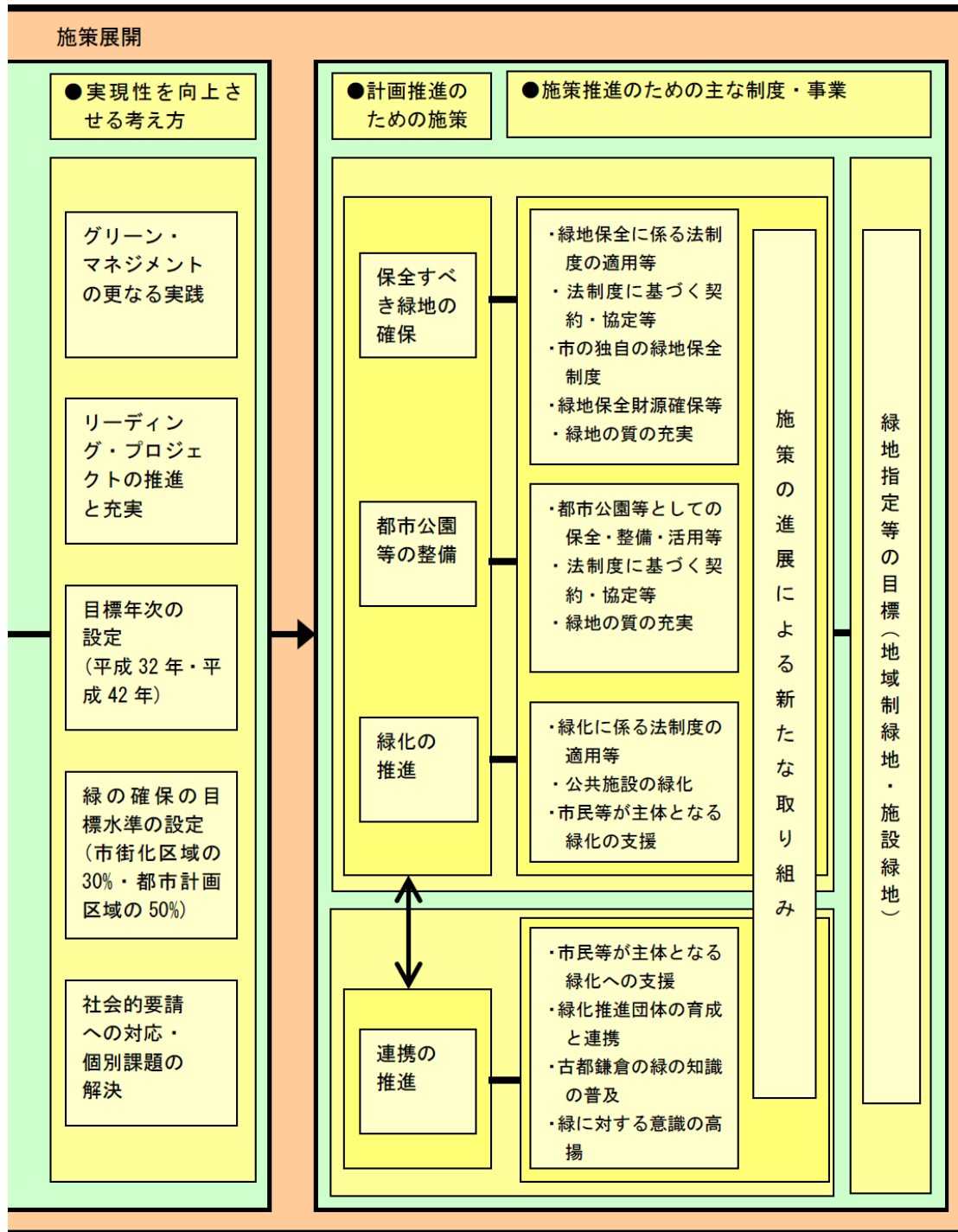
- ・地球温暖化防止等の新たな社会的要請への対応、豊かな都市環境実現にも寄与する緑のネットワークの形成を図ります。

1-4 緑の基本計画の施策展開の考え方

- 計画の基本理念のもとに、機能別の緑の配置とネットワークの考え方、緑の将来都市像の実現に向けた緑の配置の方針を定めます。
- 緑の将来都市像の実現に向け、緑の機能別に施策の体系とその考え方を明らかにし、これまでの実績を踏まえた上で、計画の実現性を向上させる考え方と緑の配置の方針に沿った施策体系を示します。

■古都鎌倉の緑を守り育てる施策展開の構成





2 リーディング・プロジェクト

- 平成 18 年の緑の基本計画改訂において、リーディング・プロジェクトに「緑地の確保」・「緑の質の充実」・「緑のネットワークの形成」を位置付け、関連する取り組みを積極的に推進することを示しました。
- 実現途上にある緑の基本計画の基本理念、緑の将来都市像などの基本的方針は引き続き継承して、その実現のために取り組むべきリーディング・プロジェクトも継承したうえで、新たな緑の機能を踏まえ充実を図ります。

2-1 緑地の確保

- 鎌倉市の都市環境を支える重要な緑地の一体的な確保

■背景

- 鎌倉市を特色付ける歴史的風土や風格ある都市景観、快適な生活環境は、まとまりのある丘陵樹林地や海岸線、市街地内の市民生活に密着した身近な緑^{*1}などの豊かな緑によって支えられています。
- 鎌倉市では、都市環境を支えている緑地を市の重要な自然・文化資源、都市資産として捉え、関連する法制度や市独自の制度・事業を活用するなどしてその保全に努め、これまでに緑の基本計画に基づき、多くの緑地を確保するなどしてきました。



■近郊緑地保全区域(特別保全地区候補地)

平成 18 年に近郊緑地保全区域が拡大指定された、鎌倉市の都市環境を支えるまとまりのある緑地。(岩瀬)

■趣旨

- 緑の基本計画で保全をめざす緑地の中には、永続的な保全が担保されている区域がある一方で、担保が十分ではない区域もあることから、土地所有者の理解と協力を得て、引き続き積極的な緑地保全に係る法制度の活用等に取り組み、関連する施策と連携させて、鎌倉市の良好な都市環境を支える重要な緑地の一体的な確保を図ります。

■概要

- 緑地の一体的な確保による緑の将来都市像の実現に向けて、特に樹林地の保全につながる保全すべき緑地の確保の施策に係る制度・事業を積極的に活用します。
 - ・歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区などの地域制緑地の指定(拡大)等を推進します。
 - ・市民等が主体となって緑地保全を含む自主的なまちづくりの提案等がなされている地区、保全配慮地区に設定する区域などにおいては、市独自の緑地保全・緑化制度を有効活用するとともに、市民等が主体となった、良好な樹林地の保全への取り組みを支援し、緑地保全に向けて多様な主体との連携を推進により、必要に応じた緑地保全に係る法制度の適用等を検討します。
 - ・市の条例などに基づく緑地保全制度等を活用し、緑地保全に係る法制度を補完する形で緑地保全にきめ細かく対応します。

^{*1} 身近な緑として、「社寺境内地等の緑」「都市公園の緑」「公共施設の緑」「大規模な民間施設用地の緑」「谷戸の斜面を構成する緑」などがあげられます。また、そのほかにも、暮らしの中にある主な緑として、「建物敷地内の庭木・生垣などの緑」「建物敷地内に置かれるプランター等の緑」「家庭菜園の緑」などがあげられます。

■緑地の確保に向けた施策の推進



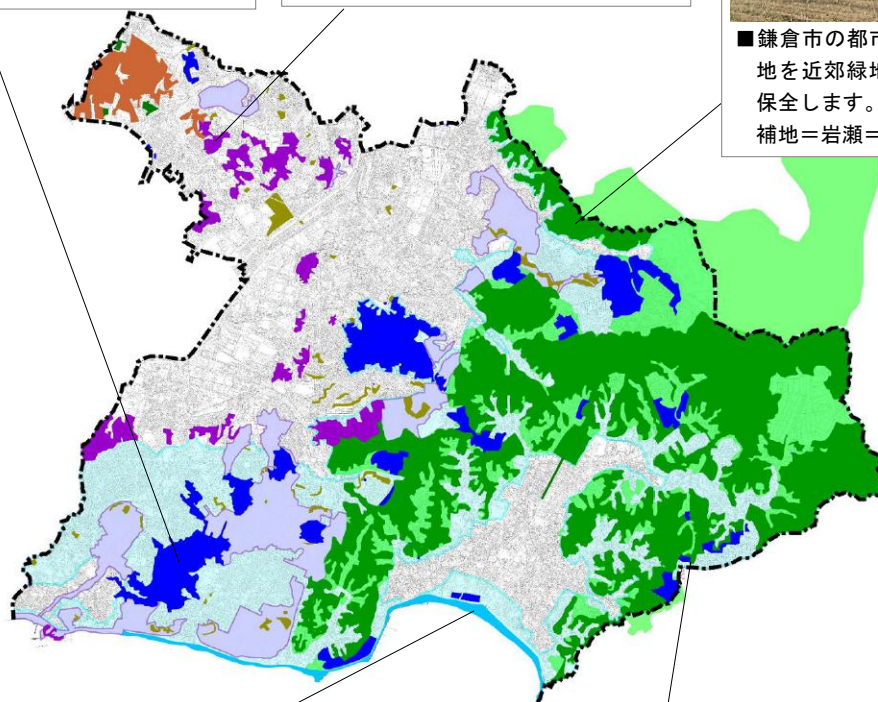
■市街地内の大規模樹林地を都市公園として保全・活用します。(鎌倉広町緑地)



■市街地内の良好な樹林地の特別緑地保全地区等の指定を推進します。(城廻特別緑地保全地区)



■鎌倉市の都市環境を支える緑地を近郊緑地保全区域として保全します。(特別保全地区候補地＝岩瀬＝)



■豊かな生き物を育む海と源流域をなす緑が、一体的に保全されています。(由比ガ浜・坂ノ下)



■市民の身近な緑の整備・活用を推進します。(浄明寺緑地)

- 歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区
- 歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域
- 特別緑地保全地区
- 風致地区
- 農用地区域
- 保全配慮地区
- 都市公園
- 都市公園（海浜保全）
- その他の施設緑地

2-2 緑の質の充実

○未来に誇れる価値ある緑の保全と創造

■背景

- 鎌倉市は緑に恵まれています。質的には手入れが不足している樹林地も見られ、景観・地球温暖化防止・生物多様性の保全等にも配慮した樹林地の質の充実や身近な生活空間の緑化の必要性などの課題もあります。
- 保全すべき緑地の確保が着実に進捗する中で、鎌倉市の良好な都市環境を維持・向上させていくためには、その基盤をなす緑を適正に管理・整備し、緑の質を充実させていくことの重要性が増しています。
- 緑の適正な管理と整備に関しては、市民等と行政による都市公園の維持管理等や市独自の制度・事業による緑地所有者への支援を行うとともに、緑のレンジャー、公園愛護会・街路樹愛護会等による活動などを通して、市民等との連携を進めてきました。
- 広域的な視点に立って、国・県をはじめ、近隣市町、市民等の多様な主体と連携し、緑地の質の充実に向けた取り組みが必要です。
- 確保した緑地等の機能をより有効に発揮するためには、市全域での質の高い緑化の推進に向けた取り組みが必要です。
- これまでの取り組みを更に発展させ、未来に誇れる価値のある緑を創造していくことが大切です。

■趣旨

- グリーン・マネジメントの考え方に沿って、すべての緑を対象に、多角的な視点に立って適正な整備・管理を継続的に行うことにより質を高め、広域的な視点にも立って、市民や企業等とも連携し、景観・地球温暖化防止・生物多様性の保全等に寄与する未来に誇れる価値ある緑の創造を図ります。

■概要

- 景観・地球温暖化防止・生物多様性の保全等に寄与する質の高い緑の資源の保全と創造に向けて、グリーン・マネジメントの考え方を取り入れ、全市域において連携の推進に係る事業を積極的に推進します。
 - ・樹林地に対しては、植生管理の方向性を明らかにすることをめざし、これに基づき国・県・市・市民等の連携を前提とした適正管理の体制づくりや緑地管理に係る事業を推進します。
 - ・生物多様性の保全の考え方にに基づき、生物の生息環境の多様化と有機的な組み合わせを図り、貴重種・重要種の保護、外来種の防除に努めます。
 - ・利用に適した史跡・庭園・水辺地などの資源を持つ緑地を、歴史文化や自然とのふれあいの場となる都市公園等として整備し、質の高い緑地空間を創造し、地域住民とともに、身近な都市公園を再整備して、その質の向上をめざします。
 - ・市民等と行政の連携による、生物多様性の保全をはじめとする社会的要請にも寄与する質の高い緑の保全と全市域における緑の創造を推進します。

■緑の質の充実にに向けた施策の推進



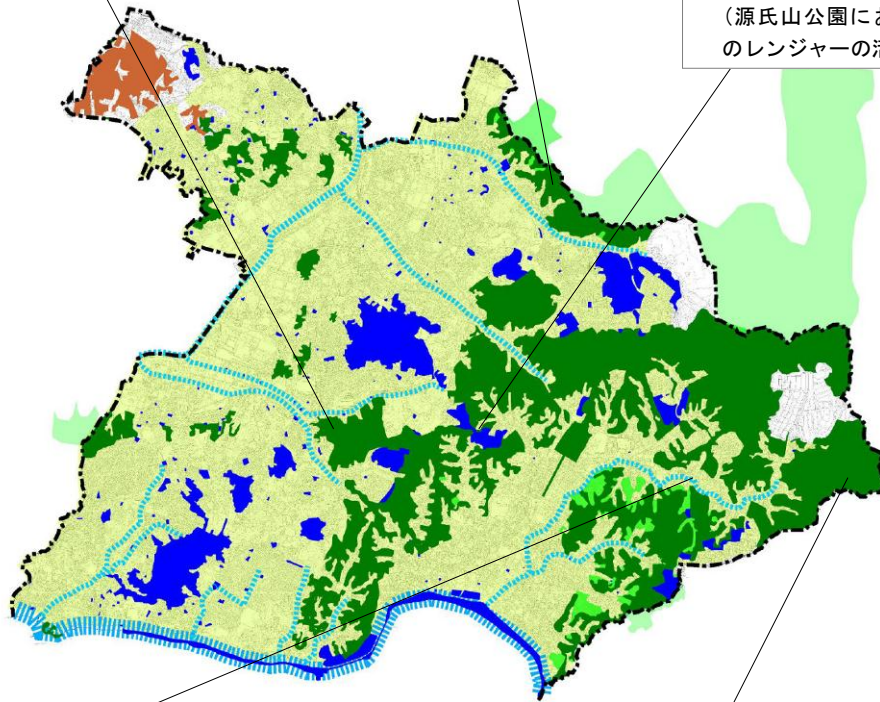
■確保した緑地の適正な整備により荒廃を防ぎ、質の充実にめざします。
(常盤山特別緑地保全地区における確保緑地の適正整備事業)



■樹林地の維持管理により、地球温暖化防止・生物多様性の保全等に寄与する良好な樹林地の形成を図ります。
(円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域＝岩瀬＝)



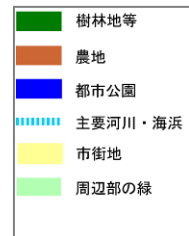
■緑地の質の充実に寄与する市民等と連携した緑地の維持管理に努めます。
(源氏山公園における緑のレンジャーの活動)



■緑地の質の充実に寄与する多様な主体による多様な取り組みを推進します。
(滑川における小学生自然探検)



■自然環境の確認・評価により、更なる緑地の質の充実に取り組みます。
(円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域＝特別保全地区候補地・十二所地区＝における市民による自然環境調査)



2-3 緑のネットワークの形成

○豊かな市街地環境をつくる緑のネットワークの形成

■背景

- 市域面積の約6割を占める市街地(住居系・商業系・工業系用地や公共公益施設などの都市的な土地利用がされている地域)における、景観・地球温暖化防止・生物多様性の保全等に寄与する緑の環境づくり、暮らしを支え豊かにする緑の創造に取り組み、更に質の高い緑化を推進する必要があります。
- これまで市街地内の樹林地・樹木の保全、都市公園等の整備、道路の緑化、河川環境の整備、風致地区制度や開発事業に伴う緑化、まち並みのみどりの奨励事業による市民等による積極的な緑化への支援などの取り組みを進めてきました。
- 流域の概念を踏まえ、身近な生活空間をはじめ、市域全体を緑豊かにすることにより、これまで確保してきた緑地や都市公園等の機能を更に向上させることが期待できます。
- 地球温暖化防止、生物多様性の保全等の社会的要請に応えるためにも、広域的な緑のつながりが重要になっています。
- 緑をつなぎ手として、地域・歴史・文化・生物の生息生育空間を結ぶことが、豊かな市街地の創造につながります。

■趣旨

- 鎌倉市の緑豊かな都市環境の創造には、今後、市街地において公共施設・民有地等の緑化面積の更なる増加を図るとともに、身近な生活空間の緑の保全や緑のネットワークを形成していくことが重要です。
- 緑のネットワークの形成では、ひだ状に存在する大小様々な谷戸地形が組み合わさって形成された河川流域等の水系を軸とした考え方に基づく取り組みが重要です。
- 市街地における緑のネットワーク形成では、道路・河川・都市公園などの公共空間が果たす役割が大きいことから、これらの緑とオープンスペースの整備・創造を一体的に推進することで、緑の連続性を高め、多面的な機能を有するネットワークの形成を図ります。
- 市民等が主体となる民有地の緑化・緑地保全の取り組み等と連携することで、更なる緑のネットワーク形成を図ります。

■概要

- 緑のネットワークの形成に向けて、保全すべき緑地の確保や都市公園等の整備の取り組みとともに、身近な緑の保全、公共施設緑化を推進し、民有地を含むまちづくり事業等と連携した緑化等を誘導します。
 - ・周囲から孤立した形で、市街地内に断続的に分布する樹林地を、緑地保全に係る法制度や市独自の制度を活用し、地域的な環境と種の特性に配慮するなどの生物多様性保全の観点も踏まえ、適切に保全します。
 - ・市民等が主体となる緑地保全の取り組み等を支援する等の連携を図ります。
 - ・質の高い緑化を推進していくために、市民等と連携しながら、市全域で民有地の緑化を推進します。
 - ・市民等とともに質の高い建物敷地内の緑化を推進し、オープン・ガーデンなどの民有地緑化とその公開の取り組みを支援する等の連携を図ります。

■緑のネットワーク形成に向けた施策の推進

